掛金改定!



家計にムリをかけない「保障重視の制度」です。

セット共済

団体生命共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

【契約期間】
一斉募集：2026年1月1日~2026年12月末までの1年契約
随時募集：中途加入発効日~2026年12月末まで
※発効日は申込日の翌月1日になります。
※共済期間の途中で、解約および減口することはできません。ただし、死亡や組合員が当該団体の構成員でなくなった場合の解約を除きます。

2026年1月契約更改より、団体生命共済の掛金改定を実施します！

団体生命共済の特長

①手ごろな掛金で利用できます
利用できるのは組合員とその家族だけ。利用しないのはもったいない！

②配偶者・子どももあわせて加入できます
家族みんなの加入で、家計の管理がしやすくなります ※配偶者・子どもだけの加入は不可。組合員本人の加入が必要。

③1年更新で掛金にムリ・ムダがありません
1年更新だから、ライフステージに合わせて保障の見直しがしやすく、掛金にムリ・ムダがありません。

④剰余は割り戻し金としてお支払いします
非営利事業だから、毎年の決算で剰余が生じた場合、組合員に「割り戻し金」としてお支払いします。

⑤退職後も満85歳まで継続加入できます
年齢により5つのグループに分かれ、それぞれに応じた掛金となっています。

⑥「個人賠償責任共済」が付帯できます
住まいる共済やこくみん共済に付帯できる個人賠償責任共済と同じ保障です。重複加入にはご注意ください。
保障内容について詳しくは、P.16をご覧ください。掛金は、月払い200円です。

保障の内容

こんなとき、共済金をお支払いします。

① 死亡・重度障がい（基本契約）
病気等による死亡・重度障がいの場合、共済金をお支払いします。
※労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

② 不慮の事故等による死亡・重度障がい（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）、感染症による死亡・重度障がいの場合、共済金をお支払いします。
※感染症とは当会が規約に定める感染症をいいます。
※労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

③ 不慮の事故等による障がい（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）、感染症による身体障がいの場合、共済金をお支払いします。
※労働者災害補償保険法3級の1・5~14級

④ 不慮の事故による事故入院（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）により、事故の日から180日以内に開始した入院をした場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。※

⑤ 病気等による入院（病気入院特約）
病気の治療を目的として入院した場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。※

⑥ 疾病障がい見舞金（病気入院特約）
はじめて下記のいずれかの障がい状態になった場合（満66歳未満）、病気入院特約共済金額（日額）の40倍の共済金をお支払いします。
ⓐ恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
ⓑ心臓に人工弁を置換したもの
ⓒ腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
ⓓ直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
ⓔぼうこうを全摘出し、かつ、人口ぼうこうを造設したもの、または尿路変更術を受けたもの

⑦ ドナー支援金（病気入院特約）
被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーのための骨髄の採取または臓器の採取・摘出を直接の目的とした手術を受けた場合に、病気入院特約共済金額の10倍の金額をドナーに支援金としてお支払いします。
※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。

※日帰り入院からお支払い

不慮の事故（交通事故を含む）・病気による入院は1日以上1日目からお支払いします。

入院とは、病気やけがの治療を目的として医師の管理下で、病院または診療所のベッドを使用して1日以上安静にすることをいいます。「日帰り入院」かどうか判断に迷う場合、領収証で「入院料」が算定されていれば「入院」として扱います。

- 不慮の事故（交通事故を含む）を直接の原因とする共済金については、①共済期間中に不慮の事故が発生していること、かつ、②共済期間中に死亡、重度障がい、障がい、入院などのお支払いする場合が発生していること、かつ③入院については、事故の日から180日以内に入院を開始していること、が条件となります。
- 障がい保障の障害等級は、労働者災害補償保険法で定める身体障がい等級に準じます。
- 「重度障がい」とは、労働者災害補償保険法に準じた規約に定める「身体障害等級別支払割合法」の第1級、第2級、および第3級の2、3、4の身体障がいの状態をいい、また、「身体障がい」とは同表に規定される身体障がいの状態をいいます。
（身体障害者福祉法に規定される身体障害者手帳の等級とは異なります。）

加入の形態

① 基本契約+傷害特約（基本契約と同じ口数）　② 基本契約+傷害特約（基本契約と同じ口数）+病気入院特約

加入の要件

■ 加入できる方

● 組合員・配偶者（新規満60歳まで、継続満85歳まで）
● 子ども（生計を一にする子で未婚の実子または養子で満24歳まで）

※加入申込日（健康告知日）時点で健康な方が加入できます。　※翌年の1月1日時点で満86歳となる組合員は、契約更新できません。
※配偶者・子どもの加入にあたっては、契約者本人の加入が必要です。
※団体生命共済に加入している組合員が退職等で職場を離れた場合でも口座振替契約への移行により満85歳まで継続加入ができます。

■ 加入できる「健康な方」とは

P.8の［健康告知にかかわる質問事項について］に該当しない方を「健康な方」といいます。

■ 現在、契約している方について

更新時、P.8の［健康告知にかかわる質問事項について］に該当する方であっても、現在契約している口数までは継続加入ができます。

健康告知日

■**健康告知日は、申込日（申込書記入日）となります。セット共済の申込書にある「申込日」欄に必ず記入をお願いいたします。発効日（翌年1月1日）までの間に健康状態が変化し、質問事項に該当する場合でも、申込日時点で質問事項に該当していなければ、ご加入いただけます。**
※「健康告知にかかわる質問事項」は、P.8をご覧ください。

加入限度口数と最低加入口数（10口単位での加入となります）

年齢グループ	【組合員本人・配偶者】						
	基本契約・傷害特約				※病気入院特約		
	加入限度口数			最低加入口数	加入限度口数		最低加入口数
	【組合員本人】一律口数40口以上 【配偶者】下限口数30口以上	【組合員本人】一律口数30口 【配偶者】下限口数30口	【組合員本人】一律口数20口以下 【配偶者】左記以外	【組合員本人】【配偶者】共通	全員加入	集団加入	【組合員本人】【配偶者】共通
満60歳以下	200口（組合員本人） 150口（配偶者）	150口	100口	10口	50口	30口	10口
満61歳～満70歳	40口	40口	40口				
満71歳～満80歳	20口	20口	20口				
満81歳～満85歳	10口	10口	10口				

年齢グループ	【子ども】				
	基本契約・傷害特約		※病気入院特約		
	加入限度口数	最低加入口数	加入限度口数		最低加入口数
			全員加入	集団加入	
満0歳～満3歳	30口	10口	30口	30口	10口
満4歳～満24歳	60口		50口		

満61歳～満85歳
①新規加入・増口不可
②既加入口数もしくは加入限度のどちらか少ない口数での継続

※ 病気入院特約付帯の可否は、所属団体ごとに組合員本人、配偶者、子どものそれぞれに定額口数（0口含む）が定められています。なお、配偶者・子どもの付帯口数は、組合員本人の口数を上回ることはできません。

全員加入の取り扱い

■**団体生命共済の加入形態には集団加入（希望する組合員だけ加入）と、全員加入（所属団体の組合員が全員基本契約に加入）があります。**

全員加入の場合、P.8の［健康告知にかかわる質問事項について］に該当する方も、全員一律加入口数（=所属団体の最低加入口数）で新規加入することができます。

中途加入・中途増口の取り扱い

■**団体生命共済では「生活設計運動」として、中途加入・中途増額を取り扱います。**
なお、取り組みおよび契約の効力については、以下のとおりとなります。

①中途加入・中途増額の募集期間は、募集月の末日までを期間とします。
② 中途加入・中途増額した場合の適用年齢は、発効日時点の満年齢となります。
③ 効力開始日は、中途加入・中途増額の申込日の属する月の翌月1日となります。
④ 掛金は、増口・中途加入の効力日（更新日）の適用年齢群の掛金が適用されます。

※●中途加入・中途増額は、所属団体で取り扱っている加入限度の範囲内となります。
●健康告知に該当する場合は、中途加入・中途増額はできません。（組合員で全員一律加入分は、この限りではありません。）

保障額（メニュー表）・掛金表　■ 組合員本人・配偶者・子ども

所属団体の取り組み方法		組合員	一律口数以上で加入できます
		配偶者	下限口数以上で加入できます

加入口数の組み合わせ

加入口数の組み合わせ ※年齢や続柄により選択できる加入口数が異なります。「○」が選択できます。		基本契約	10口	20口	30口	40口	50口	60口	70口
		傷害特約	10口	20口	30口	40口	50口	60口	70口
組合員本人	年齢	～45歳 ※1	○	○	○	○	○	○	○
		46歳～60歳 ※1	○	○	○	○	○	○	○
		61歳～70歳 ※3	○	○	○	○			
		71歳～80歳 ※3	○	○					
		81歳～85歳 ※3	○						
配偶者	年齢	～45歳 ※2	○	○	○	○	○	○	○
		46歳～60歳 ※2	○	○	○	○	○	○	○
		61歳～70歳 ※3	○	○	○	○			
		71歳～80歳 ※3	○	○					
		81歳～85歳 ※3	○						
子ども	年齢	0歳～3歳	○	○	○				
		4歳～24歳 ※4	○	○	○	○	○	○	

保障額

		10口	20口	30口	40口	50口	60口	70口
①	【基本契約】病気等による死亡・重度障がい	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
②	【傷害特約】不慮の事故（交通事故を含む）・感染症による死亡・重度障がい	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円
③	【傷害特約】不慮の事故（交通事故を含む）・感染症による身体障がい障害等級に応じて	4万円～90万円	8万円～180万円	12万円～270万円	16万円～360万円	20万円～450万円	24万円～540万円	28万円～630万円
④	【傷害特約】不慮の事故（交通事故を含む）による入院（1日目から180日分を限度）	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円

掛金（月額）

		10口	20口	30口	40口	50口	60口	70口
組合員本人	～45歳	270円	540円	810円	1,080円	1,350円	1,620円	1,890円
	46歳～60歳	460円	920円	1,380円	1,840円	2,300円	2,760円	3,220円
	61歳～70歳	1,020円	2,040円	3,060円	4,080円			
	71歳～80歳	2,510円	5,020円					
	81歳～85歳	5,410円						
配偶者	～45歳	270円	540円	810円	1,080円	1,350円	1,620円	1,890円
	46歳～60歳	460円	920円	1,380円	1,840円	2,300円	2,760円	3,220円
	61歳～70歳	1,020円	2,040円	3,060円	4,080円			
	71歳～80歳	2,510円	5,020円					
	81歳～85歳	5,410円						
子ども	0歳～3歳	160円	320円	480円				
	4歳～24歳	160円	320円	480円	640円	800円	960円	

※所属団体によって、付帯できない場合があります。また、所属団体ごとに組合員本人・配偶者・子どものそれぞれに定額口数（0口を含む）なお、配偶者・子どもの付帯口数は、組合員本人の口数を上回ることはできません。

病気入院特約　保障額・掛金（月額）

加入口数 組合員本人・配偶者・子ども		病気入院特約（全員加入）	10口	20口	30口	40口	50口
		病気入院特約（集団加入）	10口	20口	30口	－	－
⑤	【病気入院特約】病気等による入院（1日目から180日分を限度）	病気入院共済金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
⑥	【病気入院特約】障がい状態になった場合（満66歳未満）	疾病障害見舞金	4万円	8万円	12万円	16万円	20万円
⑦	【病気入院特約】ドナーのための手術を受けた場合	ドナー支援金	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
組合員本人・配偶者		全年齢共通	330円	660円	990円	1,320円	1,650円
子ども		全年齢共通	80円	160円	240円	320円	400円

掛金単1口あたり	
基本契約	組合
	子ども
傷害契約	組合
	子ども
病気入院特約	組合
	子ども

＜掛金計算例＞

契約者との続柄	発効日時点満年齢
本　人	46歳
配偶者	38歳
子ども	8歳
子ども	3歳

※上記は病気入院特約を、本人50

※年齢は発効日現在の満年齢です。

			一律口数が30口以上で加入できます					一律口数が40口以上で加入できます				
			下限口数が30口以上で加入できます					加入できません				
80口	90口	100口	110口	120口	130口	140口	150口	160口	170口	180口	190口	200口
80口	90口	100口	110口	120口	130口	140口	150口	160口	170口	180口	190口	200口
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
選択不可												
○	○	○	○	○	○	○	○					
○	○	○	○	○	○	○	○					
選択不可												
800万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円	1,700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円
1,600万円	1,800万円	2,000万円	2,200万円	2,400万円	2,600万円	2,800万円	3,000万円	3,200万円	3,400万円	3,600万円	3,800万円	4,000万円
32万円 ～720万円	36万円 ～810万円	40万円 ～900万円	44万円 ～990万円	48万円 ～1,080万円	52万円 ～1,170万円	56万円 ～1,260万円	60万円 ～1,350万円	64万円 ～1,440万円	68万円 ～1,530万円	72万円 ～1,620万円	76万円 ～1,710万円	80万円 ～1,800万円
8,000円	9,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
2,160円	2,430円	2,700円	2,930円	3,160円	3,390円	3,620円	3,850円	4,080円	4,310円	4,540円	4,770円	5,000円
3,680円	4,140円	4,600円	5,020円	5,440円	5,860円	6,280円	6,700円	7,120円	7,540円	7,960円	8,380円	8,800円
選択不可												
2,160円	2,430円	2,700円	2,930円	3,160円	3,390円	3,620円	3,850円					
3,680円	4,140円	4,600円	5,020円	5,440円	5,860円	6,280円	6,700円					
選択不可												

が決められています。

価表 の月掛金	～45歳	46歳 ～60歳	61歳 ～70歳	71歳 ～80歳	81歳 ～85歳
員・配偶者	18円	37円	93円	242円	532円
(0歳～24歳)	7円				
員・配偶者 (0歳～24歳)	9円（10口～100口分） 5円（100口超～200口分）				
員・配偶者	33円				
(0歳～24歳)	8円				

基本契約 申込口数	傷害特約 申込口数	病気入院 定額口数	基本契約	傷害特約		病気入院特約	共済掛金額
				100口まで	100口超		
150口	150口	協力団体ごとに決められた定額口数となります。	150口×37円	100口×9円	50口×5円	※50口×33円	8,350円
100口	100口		100口×18円	100口×9円	—	※50口×33円	4,350円
60口	60口		60口× 7円	60口×9円	—	※50口× 8円	1,360円
30口	30口		30口× 7円	30口×9円	—	※30口× 8円	720円
			掛金額合計				14,780円

口、配偶者50口、子ども50口で協定している団体の例です。ただし、満3歳までの子どもは基本契約の口数が上限となります。

【留意事項】

P.8の［健康告知にかかわる質問事項について］に該当しない健康な組合員本人・配偶者・子どもが加入できる加入口数の限度は、所属団体や年齢などにより制限があります。

※1. 組合員本人（満60歳まで）
所属団体の一律加入口数が40口以上で、基本契約・傷害特約200口まで、30口以上で、基本契約・傷害特約150口まで加入できます。20口以下の場合は100口が加入限度となります。

※2. 配偶者（満60歳まで）
所属団体の取り扱う下限口数が30口以上で、基本契約・傷害特約150口まで加入できます。それ以外は、100口が加入限度となります。

※3. 組合員・配偶者（満61歳～満85歳）
既加入口数または加入限度のいずれか小さい口数での継続となります。（新規加入および増口はできません）

※4. 子ども
更新日時点（毎年1月1日）の年齢が満25歳になる子どもは継続することはできません。☆満25歳からは、こくみん共済の総合保障タイプ1口等をおすすめしています。

団体生命共済　健康告知にかかわる質問事項について

新規でご加入または保障額を増額される方は、申込書記入日時点の健康状態について、下記の質問事項にもとづき、申込書の質問事項欄にご記入をお願いします。質問事項欄に事実と異なることをご記入された場合、共済契約を将来に向かって解除することがあります。この際、解除までに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を求めます。

■ 被共済者となる方が、質問事項のいずれにも該当しない場合は、質問事項欄に「2[該当しない]」を記入してください。
■ 被共済者となる方が、質問事項に該当する場合は、質問事項欄に「1[該当する]」または「9[該当しない(高血圧)]」を記入してください。
■ 質問事項の結果、「1[該当する]」の場合は、以下の制限があります。

＜ 組合員本人＞
所属されている団体が「全員加入団体」か「集団加入団体」かによって、取り扱いが異なります。所属の団体にお問い合わせください。
①「全員加入団体」の場合
全員一律加入口数（所属団体の最低加入口数）を超える新規加入または保障額の増額はできません。
②「集団加入団体」の場合
口数を問わず、新規加入または保障額の増額はできません。

＜配偶者・子ども＞
口数を問わず、新規加入または保障額の増額はできません。

質問1

現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか、または、入院・安静加療*2・手術*3・放射線治療・先進医療を要すると診断されていますか？
*1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常（帝王切開・異所性妊娠（子宮外妊娠）・妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）・流産等）を含みます。
*2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。
*3「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーザー治療、レーシック手術、美容外科手術（美容整形手術）、帝王切開、人工中絶手術、避妊手術、臓器提供のための手術を含みます。また、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料の算定対象として定められているもののほか、自由診療によるものも含みます。ただし、抜歯や軽い切り傷等の縫合手術は含みません。

→ はい

いいえ

質問2

過去１年以内に、病気*1やけが（手足の骨折を除きます。）のため、連続して１４日以上の入院・安静加療*2をしたこと*4がありますか？
または、過去１年以内に手術*3・放射線治療・先進医療を受けたことがありますか？
＊１～＊３は質問１を参照してください。
＊４「連続して１４日以上の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計１４日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で２日間の安静加療後、１０日間入院し、さらにその後自宅で２日間安静加療した場合等を含みます。

→ はい

いいえ

質問3

過去１年以内に、下記の傷病により、医師*5の治療*6を受けたこと、または、医師の治療*6を要すると診断されたこと*7がありますか？ただし、現在、その傷病が完治している*8場合は該当しません。
＊５「医師」には歯科医師を含みます。
＊６「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
＊７「医師の治療を要すると診断されたこと」には、医師による診察または健康診断・人間ドックで「下記の傷病」の疑いの指摘を受け、検査等（再検査・精密検査を含む）の結果が判明していない状態も含みます。
＊８「完治している」とは、医師から「病気やけがが治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。
「下記の傷病」とは、次に掲げるものをいいます。

がん・しゅよう	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、しゅよう、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病
糖尿病	
心疾患	心臓病、狭心症、心筋こうそく、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症
脳血管疾患	脳卒中（脳出血、くも膜下出血、脳こうそく）、脳血栓症
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞（イレウス）、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病
肝臓、すい臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、すい炎、脂肪肝
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発性のう胞腎、ネフローゼ

呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症
精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害（躁うつ病）
神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発性硬化症、睡眠時無呼吸症候群
血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病
眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性
脊柱、骨、関節、免疫の疾患	サルコイドーシス、椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、こうげん病（ベーチェット病など）、免疫不全症候群

→ はい

いいえ

質問3で該当する傷病が「高血圧症」のみの方

つぎのⅰ～ⅳのいずれかに該当しますか？
ⅰ）申込日（告知日）時点の被共済者の年齢が３０歳未満である。
ⅱ）今までに高血圧症の治療を目的とする入院をしたことがある。
ⅲ）高血圧症の原因となる疾病がある（「二次性高血圧症」と診断されている）。
ⅳ）過去1年以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受けた際に測定した最新の血圧値が、最大１４０㎜Hg以上または最小90㎜Hg以上である。

質問3で該当する傷病が「高血圧症」以外の方

→ はい

いいえ

質問事項の「①該当する」に○をしてください。

質問事項の「②該当しない」に○をしてください。

質問事項の「⑨該当しない（高血圧）」に○をしてください。